

紀北森林計画区

国有林の地域別の森林計画書（案）

〔 変 更 〕

計画期間 { 自 平成19年 4月 1日 }
 { 至 平成29年 3月 31日 }

（平成21年12月 日変更）

近畿中国森林管理局

ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、次のとおり変更する。

(変更理由)

地域の実情に基づいて、林道の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更する。

紀北森林計画区位置図



凡 例	
府 県 界	—————
森 林 計 画 界	—————
市 町 村 界	—————

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口	輝 文	
	流域管理指導官		竹 井	正 治	
	計 画 部 部 付		笠 井	秀 則	
	課 長 補 佐		坪 木	直 文	
	企 画 係 長		植 田	修 司	(平成21年8月31日まで)
	企 画 係 長		高 井	和 巳	(平成21年9月 1日から)

2 樹立に従事した期間

自 平成21年 4月 1日

至 平成21年12月31日

目 次

II 計画事項	1
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	1
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	1
別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	1

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種類	位置 市町村	路線名	箇所数 及び 延長	利用区域		備考	
					面積	材積		
						針葉樹		広葉樹
開設	管理	高野町	高野17林班線	(1) 0.3	43	13,410		
			内子谷林道	(1) 0.8	59	11,150		
			高野25林班線	(1) 0.5	92	27,390		
			高野35林班線	(1) 0.5	64	15,470		
	計			(4) 2.1				
拡張	基幹	高野町	高野森脇林道(森脇林道)	(3) 0.03				
		小計						
	管理	和歌山市	東鳥取林道	(3) 0.02				
		小計						
	計			(6) 0.05				

注：（ ）は箇所数